

# 新型コロナウイルス感染症検査方法の種類

検査の対象者		PCR検査 (核酸検出検査)			抗原定量検査			抗原定性検査 (簡易キット)		
		鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液
有症状者	発症から 9日目以内	○	○	○	○	○	○	○	○	○※1
	発症から 10日目 以降	○	○	—※3	○	○	—※3	△※2	△※2	—※3
無症状者		○	○	○	○	—※4	○	—※4	—※4	—※3
特徴		検査機器必要。無症状者への使用可。大量処理できる機器等あり			検査機器必要。迅速に検査可。無症状者への使用可			・基本的に検査機器不要。その場で簡便・迅速に検査可。有症状者(発症9日目以内)の確定診断に使用		

※1 唾液検体での薬事承認を得た製品に適用される点に留意。

※2 使用可能だが、陰性の場合には臨床像から必要に応じてPCR検査（核酸検出検査）や抗原定量検査を行うことが推奨される（△）。

※3 推奨されない（—）。

※4 確定診断としての使用は推奨されないが、感染拡大地域の医療機関等において、幅広く検査を実施する際にスクリーニングに使用することは可能。ただし、結果が陰性の場合でも感染予防策を継続すること、また結果が陽性の場合であって医師が必要と認めれば、PCR検査や抗原定量検査により確認すること。感染拡大地域の医療機関等以外の有病率が低い場合には、スクリーニングの陽性的中率が低下することに留意が必要である。なお、スクリーニングとは、主に診断目的ではなく感染リスクを下げる目的で実施するものである。

\*「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第6版）」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）を基に作成